

平成22年度社会福祉危機管理向上対策事業(児童福祉施設防災マニュアルの作成)
モデル施設:社会福祉法人みらい パリス保育園

防災マニュアル

平成〇〇年 〇月

〇〇〇保育園

目 次

ページ

はじめに
-------------	-------

I 平常時の災害対策(事前に決めておくこと)

1 役割分担の決定
2 連絡体制の整備
3 職員の招集・参集基準の決定
4 園児情報の把握とグルーピング
5 情報の収集
6 保育園の休業判断
7 避難の判断
8 災害に応じた避難方法の検討
9 食料等備蓄品の準備
10 施設・設備の定期的な点検
11 地域住民等とのネットワークづくり
12 職員への防災教育
13 防災訓練の実施

II 災害時の対応(行動手順)

1 発災時に行うべきこと(応急期)①
2 発災時に行うべきこと(応急期)②
3 避難後の安全を確保する
4 外力(災害)の情報を収集する
5 被害情報をとりまとめる
6 保育園の休業を判断する
7 避難生活を実施する
8 一般避難者の受入れを検討する
9 保育サービスの事業継続を目指して活動を実施する
10 生活を再建する
11 こころのケア
12 復興:災害の経験を肯定的に意味づける
13 ボランティアの受入れを検討する

□ 別表1~14

はじめに

1 目的

このマニュアルは、〇〇〇保育園での自然災害発生（主に地震）に備え、災害対応の基本的事項、職員の組織体制及び災害発生時の具体的な行動手順等を定め、関係者の共通認識の下、速やかに万全な対応ができるようにすることを目的としたものです。

★災害発生時の対応について、〇〇〇保育園が守るべき優先順位★

1 保育園に係わる人の安全を確保する

- (1) 園児の安全を守る
- (2) 子育て支援対象者（未就学児）の安全を守る
- (3) 園児の保護者の安全を守る
- (4) 子育て支援対象者の保護者の安全を守る
- (5) 職員の安全を守る
- (6) その他保育園に係わる人の安全を守る

2 保育サービスの事業継続を行う

3 保育園の資産の保全・復旧を行う

2 マニュアル適用範囲

(1) 期 間

山形県災害対策本部を設置している間

(2) 場 所

〇〇〇保育園建物と敷地

(3) 対象者

〇〇〇保育園職員、園児（子育て支援対象者を含む）とその保護者

3 マニュアルの改訂

このマニュアルは、防災訓練等により検証し、随時見直します。

4 ○○○保育園周辺の災害予測

- ◆ ○○○保育園付近から北東方向に、推定活断層が延びています。
- ◆ 政府の地震調査委員会の発表（H23.5.19）によると、上記推定活断層を含む新庄盆地断層帯東部（新庄市～舟形町約22km）で30年以内にマグニチュード（M）7.1程度の地震が発生する確率は5%以下です。これは、長期評価の出ている国内の活断層では、地震確率が高いグループに入っています。
東部の断層帯が活動する地震が発生した場合、尾花沢市と大石田町で震度6強の揺れ、新庄市、最上町、舟形町などで震度6弱の揺れが予測されます。
- ◆ また、新庄盆地断層帯西部（鮭川村～大蔵村約17km）で30年以内にM7.1程度の地震が発生する確率は0.6%で、地震確率がやや高いグループに入っています。
西部の断層帯の地震では、戸沢村の一部で震度6強、震度6弱は新庄市、鮭川村、大蔵村に加え、庄内平野にも広がると予測されています。
- ◆ 新庄市作成の地震防災マップによると、山形県内の活断層型地震のうち、新庄市に最も大きな被害をもたらすと予測される山形盆地断層帯の地震では、震度6弱を想定しています。
- ◆ 新庄市作成の水害ハザードマップによると、浸水区域の想定はありません。
- ◆ 最上総合支庁河川砂防課資料によると、現時点で判明している土砂災害危険箇所はありません。

★用語について(国土地理院HPから)

■活断層

最近数十万年間に、概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。

■推定活断層(地表)

地形的な特徴により、活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定できないもの。または、今後も活動を繰り返すかどうか不明なもの。

《平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)》

3月11日14時46分頃に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強など広い範囲で強い揺れを観測しました。

また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害がありました。

○○○保育園周辺では震度5弱（新庄市東谷地田）を観測し、翌日〇時頃まで停電したほか、数日間灯油や食材の入手困難な状況が続きました。

新庄市地震防災マップ(東部、稲舟地区) 挿入

別ファイル PDF 6.62MB(新庄市HPからダウンロード)

ほか、施設周辺地図等、適宜挿入

《参考》

○地図印刷サービス「4x3(よんさん)印刷」

お好みの場所の地図を自動的に複数の紙に分割印刷し、それを繋ぎ合わせることで1枚の巨大な地図印刷を行うサービスです。

<http://latlonglab.yahoo.co.jp/4x3/>

I 平常時の災害対策(事前に決めておくこと).....

1 役割分担の決定

園の職員等による災害応急対策の実施組織をおき、役割分担を定めておく。

- 緊急事態発生時の対処・救急及び緊急連絡体制(別表1)
- 災害時の役割分担表(別表2)

2 連絡体制の整備

(1) 職員への防災連絡体制

職員の招集が速やかに行えるよう、防災連絡体制を整えておく。

- 職員緊急連絡体制(別表3)

(2) 防災関係機関等緊急時連絡体制

緊急事態発生時に、新庄市、消防その他の防災関係機関等に対して、速やかに連絡・通報ができるように一覧表を作成しておく。

- 緊急連絡先一覧表(別表4)

(3) 電話が使えない場合の方法

一般電話や携帯電話がつながりにくくなる恐れがあるので、代替手段を検討し、職員や保護者に周知しておく。

- ① NTT災害用伝言ダイヤル「171」
- ② 携帯電話各社の災害用伝言板サービス
- ③ 通信機器がすべて途絶えた場合、・・・(自転車、オートバイ、徒歩、施設入口への掲示等)

3 職員の招集・参集基準の決定

災害情報の内容に応じて、召集や参集する職員を指定しておく。

公共交通機関や車等が使用できない場合の移動手段を検討しておく。

- 職員召集・参集基準(別表5)

4 園児情報の把握とグルーピング

園児の氏名、生年月日、薬、心身の状態や連絡先などがわかる一覧表を作成し、避難しなければならなくなった場合に備えておく。
移送方法別にグループ分けをし、避難が効率的にできるよう備えておく。
□園児情報一覧表(別表6)

5 情報の収集

気象情報等必要な情報の入手方法をリストアップしておく。

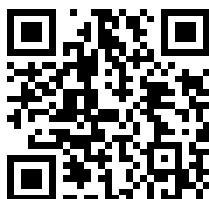
◆ テレビ

◆ ラジオ

- ①NHK第1(1341 KHz) ②NHK第2(1359 KHz) ③山形放送ラジオ(918 KHz)
 ④NHK FM(88.3 MHz) ⑤エフエム山形(78.2 MHz)

◆ パソコン・携帯サイト

- ①こちら防災やまがた！



<http://www.pref.yamagata.jp/bosai/index.html>

- ②山形県雪情報システム



<http://www.pref.yamagata.jp/snow/>

- ③山形県河川砂防情報システム



<http://www.kasen.pref.yamagata.jp/>

6 保育園の休業判断

	臨時休業の判断基準や手順等を定めて、利用者等に周知しておく。
	施設の所在する地域だけでなく、利用者等の住んでいる地域や通園経路等の危険箇所を把握した上で判断が下せるようにしておく。

(1) 臨時休園の判断基準

- ◆ 震度6弱以上で自動的に休園する
- ◆ 停電復旧の見通しが無い時、園長の判断、宣言により休園する
- ◆ ……

(2) 利用者への連絡方法、連絡時間帯等

	メールリスト、電話(午前6時30分～午後9時)、施設玄関への掲示、HPにより連絡する。
--	---

7 避難の判断

	新庄市の防災担当課等から避難に関する情報を得たときや施設及び周辺で少しでも普段と違う状態を見つけたときには避難できるよう、判断基準を定めておく。
--	--

(1) 地震の場合

地震発生後は、直ちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見された場合には施設外に避難する。

(2) 土砂災害の場合

- ◆ 周辺で土砂災害警戒情報が発表されたときや、県のホームページで示す土砂災害降雨危険度がレベル2になったとき。
- ◆ 土砂災害の前兆現象(がけ崩れ、土石流、地すべり等)が現れた場合は、土砂災害降雨危険度に寄らず、直ちに避難する。

(3) 洪水の場合

- ◆ 浸水する前の避難が原則。新庄市からの情報に注意し、避難準備情報や避難勧告、避難指示が出た場合は、早急に避難する。
- ◆ 新庄市からの情報がない場合でも、立地条件によって危険となる場合があることから、少しでも危険を感じたらすぐに避難する。

8 災害に応じた避難方法の検討

予測される災害に応じて、避難場所や避難経路、避難方法を定めておく。
避難は、グループ分けされた園児について、それぞれ可能な移動手段を用いて誘導する。
<input type="checkbox"/> 避難経路図(施設内避難)(別表7) <input type="checkbox"/> 避難経路図(施設内から外へ)(別表8) <input type="checkbox"/> 避難経路図(施設外避難)(別表9)

(1) 施設内に避難する場合

- ◆地震の場合 ①… ②… ③…
- ◆土砂災害の恐れ(場所…等)の場合 ①… ②… ③…
- ◆床上浸水の恐れの場合 ①… ②… ③…
- ◆強風被害(ガラス破損等)の恐れの場合 ①… ②… ③…

(2) 施設外に避難する場合

◆指定避難場所

- ① 県立新庄養護学校／0233-22-3041
- ② 市体育館(東山)／0233-22-0681
- ③ 東山スポーツハウス／0233-22-7972
- ④ 武道館(東山公園)／0233-22-4037
- ⑤ 陸上競技場(東山)／東山公園
- ⑥ 市民球場(東山)／0233-23-7666
- ⑦ 市テニスコート(東山)／市民球場脇

9 食料等備蓄品の準備

	避難先での対応に備え、必要となる物資や器材をリストアップし、非常時用持ち出しセットとして準備しておく。
	救援物資が届くまで、少なくとも3日程度は自力で対応できるよう、食料や飲料水などを職員分も含めて備蓄しておく。
	備蓄した食料や医薬品が有効期限切れにならないよう、備蓄品リストを作成し、定期的に在庫チェックをしておく。
<input type="checkbox"/> 備蓄品・非常持出し品リスト(別表10)	

10 施設・設備の定期的な点検

	施設、設備、備品等について、災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、安全対策をしっかりとしておく。
	定期的に、施設周辺の自然状況の変化、植栽・斜面の状況、水路の状況等を点検し、著しい変化が見られる場合には、新庄市の土木担当課や農林担当課、防災担当課等に相談する。 <input type="checkbox"/> 施設の安全対策チェックリスト(別表11)
	ライフラインが途絶えた場合を想定して、電気や水道などの通常の使用量を把握し、代替手段が確保できるように備えておく。
<input type="checkbox"/> 設備チェックリスト(別表12)	

11 地域住民等とのネットワークづくり

	災害が発生した場合には、避難時等に地域住民の協力も必要となることから、施設が立地する周辺地域とは、日頃から連携を図っておく。
	災害発生時の相互の協力要請事項等について十分に協議しておく。
<input type="checkbox"/> 地域の協力施設・協力者リスト(別表13)	

12 職員への防災教育

「防災マニュアル」を活用した園内研修を定期的実施する。

《参考》

- 山形県最上総合支庁総務課:職員出前講座「防災対策について」(無料)
- 総務省消防庁:防災・危機管理情報サイト「e-カレッジ」学習管理システム(無料)

<https://lms.e-college.fdma.go.jp/>

13 防災訓練の実施

施設の実態に即した実効性の高い訓練となるよう、防災訓練チェックリストに従い、次の点に留意して実施する。

- * 避難場所や避難経路の安全性についての現地確認
- * 自力で避難が困難な園児に対する避難・救出訓練

市町の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関等の協力を得て実施するよう努める。

園児の安全対策が迅速にとれるように、地域住民の中の協力者や近隣施設の参加も得て、実地に防災訓練を実施するよう努める。
--

「防災マニュアル」は、防災訓練等により検証し、随時見直す。

□地震防災訓練チェックリスト(別表14)

Ⅱ 災害時の対応(行動手順).....

1 発災時に行うべきこと(応急期)①

- ⇒P. 「I-1 役割分担の決定」
- ⇒P. 「I-2 連絡体制の整備」
- ⇒P. 「I-3 職員の招集・参集基準の決定」※自発参集(連絡がなくとも参集する)

(1) 安全を確保する

- ⇒P. 「I-4 園児情報の把握とグルーピング」
- ⇒P. 「I-7 避難の判断」
- ⇒P. 「I-8 災害に応じた避難方法の検討」
- ⇒P. 「I-11 地域住民等とのネットワークづくり」

		職員が	園児に声掛けする
	全員が		頭を布団・座布団などを用いて守る
			危険が去るまでじっとしておく
	園長が	指示する	職員が
			建物(施設)の安全を確認する
			(消火係) 火元を確認する
			(避難誘導係) 避難路を確認する(経路はあらかじめ確保しておく)
			避難路の安全を確保する
			建物周辺の安全を確認する
	園長が		避難の実施を判断する(判断基準はあらかじめ定めておく)
			避難の実施を宣言する(口頭、館内放送)
			必要に応じて、近隣に協力を依頼する(施設外に避難する場合等)
	園長が	指示する	職員が
			避難先を保育園に掲示する
			(避難誘導係) 園児を誘導する(あらかじめグループ分けしておく)
			・徒歩での避難を想定する
			・受け渡し型の避難(バケツリレー)を想定する
			(非常持出係) 非常持ち出しをする
			(避難誘導係) 避難先での安全を確保する
			・安全な避難場所からはずれないように気を配る

(2)避難者の安否を確認する

	園長が	指示する	職員が	全員避難を確認する
			(避難誘導係)	けが人の有無を確認する
				状態を確認する
				建物の中に人が残っていないかどうか確認する

2 発災時に行うべきこと(応急期)②

(1)救護活動を実施する

		職員が	応急手当を実施する
		(救急係)	必要に応じて、医療機関に搬送する(3箇所くらいを想定する)

3 避難後の安全を確保する

⇒P. 「I-10 施設・設備の定期的な点検」

(1)建物の安全を確認する

	園長が	指示する	職員が	構造被害を確認する
				内部被害を確認する
				使用不能な場所をバリケードなどで可視化する
				とりあえず落ち着けるスペースを確保する

(2)建物の安全が確保できないときは、避難場所を移動して確保する

	園長が	指示する	職員が	近隣の指定避難所を確認する(3箇所くらいを想定する)
				移動手段を確保する
	園長が	移動を決定する(口頭、館内放送で伝達)		
		必要に応じて、近隣に協力を依頼する		
		指示する	職員が	移動先を保育園に掲示する

4 外力(災害)の情報を収集する

⇒P. 「I-5 情報の収集」

(1)ラジオ・テレビ等で情報を得る

園長が 副園長が (通報係)	指示する 取りまとめる	職員が	ラジオ、テレビ、携帯電話、パソコンを活用する ・(NHKなどによる)気象庁の情報を取得する ・(地元放送などによる)被害の状況を把握する ・(FM放送などによる)対応・支援の状況を把握する
----------------------	----------------	-----	---

5 被害情報をとりまとめる

(1)関係者の安否を確認する

⇒P. 「I-2 連絡体制の整備」

園長が 副園長が (通報係)	指示する 取りまとめる	職員が	安否を確認する 無事()人、けが人()人、けがの程度 ①登園・園児数 ②来園・未就学児数 ③来園・園児保護者数 ④来園・未就学児保護者数 ⑤未登園・園児数 ⑥職員数 ⑦その他関係者数
----------------------	----------------	-----	--

(2)被害状況を確認する

園長が 副園長が (通報係)	指示する 取りまとめる	職員が	被害状況を確認する ①建物被害 ②ライフライン(電気・水道・ガス・下水/浄化槽)被害 ③その他被害(車など) ④周辺の被害
----------------------	----------------	-----	---

(3)被害情報を伝達する

園長が	とりまとめた被害情報を新庄市災害対策本部(福祉事務所)へ伝達する
-----	----------------------------------

6 保育園の休業を判断する

⇒P. 「I-6 保育園の休業判断」

(1)休園を判断する

園長が	保育園の休業を判断する(判断基準はあらかじめ定めておく)
	保育園の休業を宣言する
園長が	指示する 職員が 休業を利用者に連絡する(メーリングリスト、電話、張り紙、HP)

7 避難生活を実施する

(1) 職員の一時帰宅について判断する

	園長が	職員の一時帰宅について判断する	
--	-----	-----------------	--

(2) 3日分を想定して、水と食糧を確保する ⇒P. 「I-9 食料等備蓄品の準備」

	園長が	指示する	職員が	3日分を想定して、水と食糧を確保する
				給食の委託業者と連携する
				調理師といざとなったときの調理方法について打ち合わせる ・水と熱源が無い場合を想定する

(3) トイレ機能を確保する

	園長が	指示する	職員が	既存のトイレを用いた確保を目指す ・大:ビニール袋、凝固剤 ・小:生活用水の確保
--	-----	------	-----	--

(4) 寝具を確保する ⇒P. 「I-9 食料等備蓄品の準備」

	園長が	指示する	職員が	寝具を確保する
--	-----	------	-----	---------

8 一般避難者の受け入れを検討する

(1) 受け入れを検討する

	園長が	受け入れる/受け入れないについて検討する	
--	-----	----------------------	--

(2) 受け入れる場合

	園長が	期間を決める		
	園長が	指示する	職員が	一般避難者用スペースを確保し、園児などの避難スペースを分ける
				一般避難者用スペースの運営は、一般避難者に任せる

(3) 受け入れない場合

	園長が	近隣の指定避難所の情報を提供する	
--	-----	------------------	--

9 保育サービスの事業継続を目指して活動を実施する

(1) 後片付けを実施する

	園長が	指示する	職員が	被災して使えなくなったものを把握する
				使えるものを把握する

(2) 建物の被害を知る

	園長が	建物の被害を見積もる		
		復旧方針を立てる		
		復旧費用を見積もる		
		関係機関と協議する		
		工事業者を確保する		

(3) 保育サービスを継続する

	園長が	災害前の場所/新しい場所/臨時の場所で再開する		
--	-----	-------------------------	--	--

10 生活を再建する

(1) 園児とその家族の生活再建の様子を知る

	園長が	指示する	職員が	確認する	仮住まい: 自宅/避難所/遠方
				確認する	生活再建の見込み

(2) 職員とその家族の生活再建の様子を知る

	園長が	指示する	職員が	確認する	仮住まい: 自宅/避難所/遠方
				確認する	生活再建の見込み

11 こころのケア

(1)災害後の「こころの変化」についてあらかじめ知識を持つ

(2)こころの変化について、見守り(モニタリング)を実施する

	園長が	指示する	職員が	見守り(モニタリング)を実施する
				①園児
				②未就学児
				③保護者
				④職員
				⑤関係者

(3)こころのケアについて総合的に取り組む

	園長が	専門家と連携する
	園長が	関係機関と連携する

12 復興:災害の経験を肯定的に意味づける

(1)全体で共有する

(2)イベントを実施する

(3)象徴的なものを準備する

13 ボランティアの受け入れを検討する

(1)専門ボランティアの受け入れを検討する

(2)一般ボランティアの受け入れを検討する